

新潟県商店街活性化支援資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費者ニーズに適合した魅力ある店造りをしようとする県内中小企業者等に対し、必要な資金を融資することにより、地域の活性化と住民生活の質的向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業信用保険法第2条第3項に規定する者をいう。
- (3) 事業協同組合等 次の各号のいずれかに該当し、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営む者をいう。
 - ① 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
 - ② 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会
- (4) 商店街 小売業、サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成し、これらの店舗を主な構成員として何らかの組織（事業協同組合等又は法人化されていない任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものに限る。以下「商店街組織」という。）を形成しているものをいう。
- (5) 取扱金融機関 この要綱に基づく融資を取り扱う金融機関をいい、第四北越銀行、大光銀行、八十二長野銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、新潟大栄信用組合、ゆきぐに信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、商工組合中央金庫、新潟県信用農業協同組合連合会、北新潟農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合、えちご中越農業協同組合、魚沼農業協同組合、えちご上越農業協同組合、佐渡農業協同組合及びみなみ魚沼農業協同組合の県内営業店とする。

(融資対象者の資格)

第3条 この要綱に基づく融資を受けることができる者は、県内の商店街において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者及び事業協同組合等であって、次の各号に定めるものとする。

(1) 一般枠

次の各号のいずれかに該当する中小企業者及び事業協同組合等であって、県内の商店街において（下記エに該当する場合は、県内において）1年以上継続して同一事業を営むもの

ア 大型店の出店による影響に対処するため店舗改装若しくは品揃えの充実等の新たな事

業展開を図る者

イ 取扱商品、店舗の建築・内外装、受注形態又は販売形態に特色を持たせることにより、消費者ニーズへの適合を図る者

ウ 店舗の複合化を行うことにより消費者ニーズへの適合を図る者

エ 事業の拡大等により商店街の空き店舗等を活用する者

オ その他消費者を引きつけるため、アからエまでに掲げるものに準じた創意と工夫が認められる事業展開を行う者

(2) 特別枠

前号に該当する者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすことについて商工会議所会頭又は商工会長の確認を受けた者

ア 商店街に店舗を構える小規模企業者であること（前号エに該当する場合は、商店街に新たに店舗を構える小規模企業者であること）

イ 商店街組織又は商工会議所若しくは商工会に加盟していること

ウ 融資にかかる計画が個店の集客力・販売力を高め魅力ある店づくりに資するものであり、計画の実施により経営改善が見込まれること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づく融資を利用することができない。

(1) 現にこの要綱に基づく融資を受けている者。ただし、前年度以前に当該融資を受けている者が、第4条第2号に規定する融資限度額を超えない範囲で1回に限り再利用することを妨げない。

(2) 設備資金については、同一年度内で県の他の制度融資の設備資金（フロンティア企業支援資金融資要綱第10条の規定に基づく融資を除く。）の融資を受けた者又は公益財団法人にいがた産業創造機構が行う設備貸与事業を利用した者

(3) 設備資金については、融資対象設備の設置等に係る代金の支払いが完了している者

(4) 返済能力がないと認められる者

(5) 金融機関から取引停止処分を受けている者

(6) 新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者

(7) 県税を滞納している者

(8) 県の制度融資を不正に利用した者その他知事が適当でないとした者
（融資条件）

第4条 融資条件は次の各号に定めるところによる。

(1) 資金使途 運転資金及び設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）

(2) 融資限度額

ア 一般枠 5,000万円（うち運転資金1,500万円）

イ 特別枠 2,000万円（ただし、一般枠と合わせて5,000万円）

(3) 融資利率

ア 一般枠 責任共有制度対象外の保証付き 年2.05パーセント

責任共有制度対象の保証付き 年2.25パーセント

- | | | |
|----------|---|--------------|
| イ 特別枠 | 融資期間 7 年以内 | 年 1.85 パーセント |
| | 融資期間 7 年超 10 年以内 | 年 2.05 パーセント |
| (4) 融資期間 | 運転資金 7 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
設備資金 10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。） | |
| (5) 返済方法 | 原則として割賦返済 | |
| (6) 信用保証 | 保証協会の信用保証付きとする。 | |
| (7) 担保 | 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。 | |
| (8) 保証人 | 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。 | |
- (融資手続)

第 5 条

(1) 一般枠

一般枠による融資を受けようとする者は、次の書類を付して、取扱金融機関に申し込むものとする。

ア 企業概要・計画書（様式 1）

イ 県税の納税証明書

(2) 特別枠

ア 特別枠による融資を受けようとする者は、様式 1 を付して、要件確認申請書（様式 2）により商工会議所会頭又は商工会長に申請するものとする。

イ 商工会議所会頭又は商工会長は、前号の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めたときは、確認書を交付するものとする。

ウ 確認書の交付を受けた者は、取扱金融機関に対し、様式 1、当該確認書（様式 2）及び県税の納税証明書を付して、貸し付けの申込みを行うものとする。

(県資金の預託)

第 6 条 この要綱の定めるところにより融資が行われたときは、知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において県資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託が実行された後、既に行われた融資について、この要綱の規定に違反する事実が明らかになったときは、知事は、預託金の全部又は一部を引き上げることができる。

(歩積両建預金の禁止)

第 7 条 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資に当たって、歩積両建預金を要求してはならない。

(事後調査等)

第 8 条 知事は、必要に応じてこの要綱に定める融資を受けた者の事業実施状況、経営状況等についての調査を行うことができる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、融資に関し必要な事項については、別に定める。

(附則)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。
(附則)
- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。
(附則)
- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。
(附則)
- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。
(附則)
- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。
(附則)
- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。
(附則)
- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。
(附則)
- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。
(附則)
- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。